

議案第 124 号

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年11月29日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（平成16年伊賀市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項」を削る。

第7条の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第1項中「（地方公営企業法第15条第1項に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）である特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第4項中「次項において」を「以下」に改め、同条第5項中「第17条の3第1項」の次に「及び第2項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

第8条を削る。

第9条の見出し中「給料」を「給与」に改め、同条第1項中「。企業職員である特定業務等従事任期付職員を除く。以下この条から第11条第3項までにおいて同じ」を削り、同項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第9条に次の1項を加える。

- 4 給与条例第3条及び第4条第3項から第7項までの規定は、特定業務等従事任期付職員には、適用しない。

第9条を第8条とする。

第10条の見出し中「給料月額」を「給与の特例」に改め、同条中「第2条第3項の規定」の次に「の例」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 給与条例第8条、第9条、第9条の3及び第10条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。
- 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号及び第12条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」とする。

第10条を第9条とする。

第11条及び第12条を削り、第13条を第10条とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年12月1日から施行し、この条例による改正後の伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の伊賀市任期付職員の採用等に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(退職等職員に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に退職し、又は死亡した職員への給与の支給については、なお従前の例による。

(伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 4 伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年伊賀市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年伊賀市条例第22号）」を「、伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年伊賀市条例第22号）又は伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（平成16年伊賀市条例第39号）」に改める。